

平成20年10月8日

第4回市民環境会議 会議録

1. 会議名
平成20年度 第4回 東久留米市市民環境会議
2. 日時
平成20年7月22日(火) 19:00~21:00
3. 場所
東久留米市役所 7階 703会議室
4. 出席者
市民環境会議委員18名 (欠席4名)
5. 事務局職員名
環境政策課主査(政策調整担当・みどり環境担当・生活環境担当)
・主事(みどり環境担当・生活環境担当)
6. 会議次第
 - (1) 開会のあいさつ(座長)
出欠者の報告
 - (2) 議事予定
平成20年度第3回会議録(案)(資料1)の確認
前回全体会での質問事項等について
ア 第2回市民環境会議での配布資料
イ その他
報告事項
ア 環境審議会・庁内環境委員会での取組み状況
イ その他
三部会に分かれての活動
部会からの報告事項
ア 水とみどり部会
イ 暮らし部会
ウ 環境広報部会
 - (3) その他連絡事項等

7 配布資料

- (1) 平成20年度第3回会議録(案) ... 資料1
- (2) 委員名簿 ... 資料2(開催当日配布)
- (3) 座席表(全体会) ... 資料3(開催当日配布)

8 会議内容

(1) 開会 第4回市民環境会議

【座長】配布資料の説明(省略)

【座長】では、議題に入る。

- 平成20年度第3回会議録(案)(資料1)の確認 -

【座長】何かご意見あるか。

【委員】異議なし。

【座長】では承認する。

- 前回全体会での質問事項等について -

イ その他

【座長】 議題 ア について、配布資料の準備のため、イ その他から事務局より説明をいただく。

【事務局】・第2回会議録について説明する。

座長と事務局で会議録の修正を行い、座長の承認を得た。

【座長】 第2回会議録の説明(補足)

【事務局】・会議録の公開について、ホームページへの更新と市政情報コーナーへの配備が滞っていることについて説明する。

市民環境会議は20年度第1回目、環境審議会は2回目まで、8月中旬までに掲載予定としている。

・庁内環境委員会の会議録公開について説明する。

ホームページ上に掲載しない理由としては、庁内に様々な委員会や会議がある中で、この委員会のみ掲載ということは調整が必要となり難しい。ついては、事務局ではこれまでどおり全体会で適時報告し、希望者への(環境政策課にて)閲覧等で応じていきたいのでご理解をいただきたい。

・地球温暖化の温室効果ガス排出係数の違いについて説明する。

庁舎等の公共施設の場合は環境省の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づいている。一般家庭と大きく違う点は、庁舎等の事業所では生活域とみなさず、水道やごみなどの排出係数が低く設定されている。

・水とみどり部会から全体会へ提言され全体の承認事項となった、3会議（市民環境会議・環境審議会・庁内環境委員会）の連携を密にすることについて報告する。

この件について、7月18日の第2回庁内環境委員会で報告している。なお、（具体的な方法等は未定だが）会合の調整も図りたい旨も合わせて報告した。

【座長】 以上を持って、事務局からの報告を終わる。

ア 第2回市民環境会議での配布資料

【座長】 資料（市民環境会議の今後の運営・活動などに関するご意見・要望）に関しては、計4名の委員からの意見等を要約したもの。

資料（同項目シート）に関しては、座長・職務代理者・3部会長・事務局で話し合った提案事項等を記録したもの。

この資料に関して、私から説明をする。（省略）

【座長】 以上のことに関して質問などあるか。

【委員】 委員の追加募集はないということによいか。

【座長】 公募は行わない。部会で必要とあれば部会で推進して欲しい。

【座長】 以上で次第 を終了する。

- 報告事項 -

（ア）環境審議会・庁内環境委員会での取り組み状況

【座長】 先ほどの事務局からの説明に含まれていると考える。

（イ）その他

【座長】 前回の会議において、水とみどり部会より提言のあった設置要綱の確認について、水とみどり部会長より話してもらおう。

【水とみどり部会長】 設置要綱の確認についてだが、環境基本計画の中に数値的なものが入っていないので、具体的な数値を入れようという案が出た。目標値を入れることが市民環境会議の設置要綱に含まれることなのかを確認したく、この提言をした。

～市民環境会議設置要綱朗読（省略）～

目標値の導入・実際に機能しているか検証することなどは、設置要綱の中に入っていないが、今期の市民環境会議はこのとおり進めるのかということ全体会で確認をとりたい。

【座長】 役割部分について共通認識を持ちたい。何かご意見があるか。

【委員】 環境基本計画の見直しは何年毎に行うのか。

【事務局】 5年毎である。また、必要に応じて行うことになっている。

【委員】 必要であるとの判断は誰がするのか。

【事務局】環境審議会となる。

【委員】今、また設置要綱の確認を行うのか、前に進む議論をすべきだ。

【座長】前に進むためにも、共通認識だけは持っておきたい。

【座長】具体的な数値目標を入れるのはどうか。設置要綱の中には書かれていないが、役割の中に認識として持つことでよろしいか。

【委員】異議なし。

- 3部会に分かれての活動 -

- 部会からの報告事項 -

【座長】では、部会に分かれて活動してもらおう。

ただし部会からの報告はなしで、散会とする。

【座長】次回は8月21日(木)19時より703会議室で行うこととする。以上をもって、第4回市民環境会議を散会とする。